

**東京都小学校事務研究会 短期給付説明会**  
**「育児休業手当金」について**

## 1. 育児休業手当金（地方公務員等共済組合法第70条の2）とは

育児休業手当金は、組合員が育児休業の承認を受けて勤務に服さなかった期間において、当該育児休業に係る子が1歳（注1）に達するまでの育児休業期間中の所得を保障するための現金給付をいいます。

注1：パパ・ママ育休プラスに該当するときは、1歳2か月まで、延長給付の要件（保育所等に入れないなどの特別な事情）に該当するときは、最長1歳6か月までとなります。

### （1）支給要件

組合員が、育児休業を取得した場合、一定期間、育児休業手当金が給付されます。

※当該育児休業に係る子の育児休業期間について、支給対象となります。

### （2）支給期間

#### ア 基本的な支給期間（1歳前請求）

育児休業を開始した日から、当該育児休業を取得した期間で、当該育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの期間。

1歳に達する日より前に育児休業を終了する場合は、終了する日までの期間。

【例】対象となる子の誕生日	H28.7.22
育児休業承認期間	H28.9.16～H30.3.31
手当金支給期間	H28.9.16～H29.7.21

#### イ パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合）に該当する場合

組合員の配偶者が当該子の1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得している場合、支給期間が1年超えない範囲で当該子が1歳2か月に達する日までの期間。

【例】対象となる子の誕生日	H28.7.22
配偶者の育児休業承認期間	H28.9.16～H29.3.31
組合員の育児休業承認期間	H29.4.1～H30.3.31
手当金支給期間	H29.4.1～H29.9.21

#### ウ 延長給付要件に該当する場合（1歳後請求）

当該子の1歳の誕生日以降も引き続き育児休業を取得しており、かつ延長給付の要件を満たす場合は、最長1歳6か月に達する日までの期間。

【例】対象となる子の誕生日	H28.7.22
組合員の育児休業承認期間	H28.9.16～H30.3.31
通常の手当金支給期間	H28.9.16～H29.7.21
延長給付支給期間	H29.7.22～H30.1.21

※支給期間内における支給対象は、土曜日及び日曜日を除いた日数です。（祝日や年末年始休暇は支給対象となります。）

### （3）支給金額

#### ア 支給率

法の本則では報酬日額の40%となっていますが、「当分の間」50%とされており、さらに平成26年4月1日以降は「当分の間」の暫定措置として、育児休業取得から180日目までの間が、報酬日額の67%（181日目以降は50%）に引き上げられています。

#### イ 算定方法

A 報酬日額＝標準報酬月額÷22（10円未満四捨五入）

B 給付日額（育児休業取得から180日まで）＝A×0.67（円未満切捨て）

C 給付日額（181日目以降）＝A×0.5（円未満切捨て）

算定した給付日額（B又はC）に支給日数を乗じた額が月の支給額となります。

【例】28年6月14日から育児休業を開始した、標準報酬月額360,000円の組合員の今月分支給額

$360,000 \div 22 = 16363.63 \dots \rightarrow A = 16,360$  円

$16,360 \text{ 円} \times 0.67 = 10961.2 \rightarrow B = 10961$  円

$10,961 \text{ 円} \times 21 \text{ 日} = 230,181$  円（7月分支給金額）

#### ウ 給付上限日額

育児休業手当金は給付上限日額が設定されており、該当する組合員は、給付上限日額で計算します。なお、給付上限日額は毎年8月に改定されます。

※H28.7 現在は標準報酬月額440,000円以上の組合員が該当し、給付上限日額は、12,982円（給付率67%）、9,688円（給付率50%）です。今年の8月の改定に関しては、決定後に通知いたします。

## 2. 育児休業手当金請求等手続

学校電算へ育児休業承認期間等の入力を行ったとしても、公立学校共済組合東京支部のシステムには反映しません。そのため、育児休業手当金については下記の手続（注2）が必要です。

注2：パパ・ママ育休プラス、延長給付の手続については、後述するので省きます。

### （1）育児休業を開始したとき

育児休業が開始されたら、「育児休業手当金請求書[用紙 No. 育休 1]」を育児休業承認期間が確認できる書類の写しを添付のうえ、ご提出ください。**請求書が提出されないと手当金の支給が開始されませんので、ご注意ください。**

### （2）育児休業期間を変更したとき

1歳の誕生日の前日までの期間で育児休業期間を変更したときは、「育児休業手当金変更請求書[用紙 No. 育休 1]」を変更後の育児休業承認期間が確認できる書類の写しを添付のうえ、ご提出ください。**期間を延長しても変更請求書が提出されないと手当金の支給は延長されませんので、ご注意ください。**

また、期間を短縮し復職するなどの場合、変更請求書の提出が遅れると、復職した後の期間に対し誤って手当金が支給され手当金の返還対象となる場合があります。

※育児休業期間短縮の場合は、変更後の育児休業承認期間終了日が属する月の翌月10日までに、変更請求書の提出をお願いいたします。（提出が間に合わない場合は取り急ぎ電話にてご連絡ください。）

### （3）休業実績報告書

育児休業手当金を支給されている期間について、「育児休業期間中の休業実績報告書[用紙No 育休2]」をご提出ください。

休業実績報告書に基づき手当金の支給を行っておりますが、休業実績報告書の提出の有無だけでは、手当金の開始及び変更はできませんので、ご注意ください。

休業実績報告書は手当金が終了となりましたら提出不要です。

※育児休業手当金の終了日が H28.7.22 の場合は、H28.7.1～H28.7.22 までの期間についてご報告ください。

## 3. パパ・ママ育休プラス

平成22年6月30日から、男性の育児参加を促進する観点から始まった制度です。本制度の利用は男性に限ってはいませんが、利用の大半が男性組合員となっています。

### （1）支給要件

当該育児休業に係る子について、その父母ともに（注3）育児休業を取得する場合（注4）、1年（注5）を超えない範囲で1歳から1歳2か月に達する日まで延長し、育児休業手当金を請求できます。

注3：同時期に育児休業を取得する必要はありません。

注4：子が1歳に達する日以前に組合員の配偶者が育児休業を取得する場合に限りです。

配偶者の勤務先は育児休業制度があれば官民間いませぬ。

注5：手当金支給期間は最長1年間です。（14か月間もらえるわけではありません。）

また、母は出産日及び産後休暇期間並びに育児休業手当金の支給期間と合わせて1年です。

### （2）請求手続

パパ・ママ育休プラスに該当する場合は、「育児休業手当金請求書（パパ・ママ育休プラス用）[用紙No. 育休1-2]」に必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

組合員及び配偶者の育児休業承認期間や復職期間などを確認することで、本制度に該当するか判断が可能となります。

※パパ・ママ育休プラスの該当であっても後述の延長給付を請求する場合は、1歳の誕生日前に保育所等への入所手続を行い、保育の実施が行われていないことが要件となります。（一般的なケースと同様となりますので、ご注意ください。）

#### 4. 育児休業手当金延長給付

当該育児休業に係る子が1歳の誕生日以降も引き続き育児休業が承認されている（注6）場合で、下記の総務省令で定める要件を満たす場合、当該子が最長1歳6か月まで手当金の給付を受けることができます。

注6：当初の育児休業承認期間の終期が1歳の誕生日以前であることは要件ではなく、1歳の誕生日以降にわたる期間で承認されている場合も、途中で育児休業を短縮し、復職する意思を持ちながら、やむを得ず育児休業を継続する状態となれば該当となります。

##### （1）支給要件（総務省令）

ア 育児休業の申出に係る子について、（1歳に達する日以前から）保育所（注7）、認定こども園又は家庭的保育事業等における保育の実施を希望し、入所の申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合が該当します。

注7：児童福祉法39条に規定する保育所をいい、認定保育所、認証保育園などいわゆる無認可保育施設は含みません。認可保育園であれば公立・私立は問いません。

イ 育児休業の申出に係る子の1歳に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった配偶者が以下のいずれかに該当にしたため、当該組合員の育児休業が承認された場合。

- ① 死亡したとき
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態となった場合
- ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなったとき
- ④ 6週間（多胎妊娠の場合14週）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

##### （2）請求手続

延長給付要件に該当する場合は、「育児休業手当金請求書[用紙 No. 育休 1-3]」に必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

※1歳の誕生日当日の状況により延長給付の該当かどうか審査しますので、請求書の提出は1歳の誕生日以降にお願いします。（事前に提出された場合は返却させていただきます。）

##### （3）注意事項（（1）アの場合）

ア 保育所等の入所希望日は1歳の誕生日以前の日付であることが必須（注8）です。申込みの締切日など、お住まいの区市町村の手続等について必ず確認してください。

注8：申込日が1歳の誕生日以前であっても、入所希望日が1歳の誕生日以降であれば延長給付は認められません。

イ 復職意思があることを客観的に裏付けるため、保育所等の入所に関する区市町村の証明書（入所不承諾通知等）が必要です。保育所入所募集を行っていない、申込

み時が育児休業中であるから、保育所に空きがないからなどの理由で、お住まいの区市町村で手続きを断られた場合（注9）は、区市町村の担当者に事情を説明したうえで、共済組合へお問合せください。

注9：手続きが行えない場合でも、特に何もしなかったり、勝手な判断で進めてしまったりすると、客観的に復職の意思を確認できないため、延長給付は認められません。

ウ 手当金の延長期間が保育所等の入所不承諾通知等の有効期限より長い場合(注10)、再度の入所申込が必要となります。この手続きを行わなかった場合は、復職の意思がなくなったものとみなし、手当金の延長給付分は遡って返還となります。

注10：必ず入所不承諾通知等の有効期限を確認してください。記載がない場合はお住まいの区市町村へ確認を取るなどして、保育待機状態に空白がないようにしてください。

エ 延長給付期間内は常に保育待機状態であることが要件となります。1歳誕生日時点で不承諾であっても延長給付期間内に入所申込を取り下げた場合(注11)は、復職の意思がなくなったものとみなし、手当金の延長給付分は遡って返還となります。

注11：延長給付終了後に延長給付期間内に入所の取下げ又は辞退がなかったかどうかを確認するため、区市町村の証明をご提出いただきます。

オ 延長給付期間内に保育所等の入所が可能になった場合はその時点で復職することが前提です。万が一、入所を辞退した場合は、復職の意思がなくなったものとみなし、手当金の延長給付分は遡って返還となります。

※延長給付の制度趣旨は、「復職を希望しているが、保育所等への入所がかなわず、やむを得ず育児休業を継続しなければならない」という方を救済するものです。復職することを前提として延長給付を請求する制度ですので、延長給付期間内で保育所入所が可能となった場合などを想定し、所属所と組合員との間で復職について話し合ってください。安易に保育の申込みをして、入所辞退などを行ってしまった場合は、手当金の返還だけでなく、保育を受けるための点数（ポイント）が下がってしまい、組合員にとって不利益が生じる恐れがあります。

## 5. よくあるお問合せ

Q1：休業実績報告書を提出しましたが、手当金が振り込まれていません。

A1：休業実績報告書の提出だけでは手当金の支給は開始されませんので、必ず「育児休業手当金請求書[用紙No. 育休1]」をご提出ください。

Q2：育児休業を短縮しましたが、手当金が振り込まれています。

A2：育児休業期間の短縮・延長いずれの場合も「育児休業手当金変更請求書[用紙No. 育休1]」をご提出ください。ご質問のケースでは手当金の返還が発生しますので、後日返還請求を行います。

Q3：休業実績報告書はいつまで出せばいいのですか？

A3：育児休業期間は続いていても手当金の請求期間が終了しましたら提出は不要です。

Q4：延長給付が認められたら、その後は何もしなくてもよいのですか。

A4：延長給付期間全ての期間において入所待機状態であることが必要です。入所不承諾通知等に記載された有効期限を確認のうえ、もし延長給付期間内で有効期限が切れる場合は、待機期間に空白がないような形で再度の入所申込みを行ってください。

また、延長給付期間終了後にお住まいの区市町村から保育状況の証明を取っていただきます。

Q5：手当金請求がかなり遅れてしまいましたが、手当金は遡及して出ますか？

A5：請求時効（2年間）期間内であれば遡及して支給します。最初の支給日に遡及分をまとめて振り込みいたします。

Q6：今月から育児休業が開始されましたが、手当金が振り込まれていません。

A6：育児休業手当金は前月の休業実績に基づき支給しておりますので、1か月遅れで給付されることとなります。

Q7：育児休業手当金は課税対象ですか？

A7：育児休業手当金は非課税です。

Q8：給付決定通知を紛失したので、再発行してください。

A8：給付決定通知の作成は業者へ委託しているため、共済組合では再発行することができません。給付決定通知発送時の所属所へ控えを送付していますので、お手数ですがこちらで金額等の確認を行ってください。

## 6. お願い

書類不備の場合、いったん書類を一式お返しさせていただきますので、事前に十分ご確認の上、請求書をご提出ください。

特に毎月10日の直前は締め切りに間に合わないことがないようにご注意ください。

また、組合員の生活給を担う手当金という性質上、確実な支給を心がけておりますが、給付状況等の疑問が生じましたら、該当組合員の状況について確認しますので、迅速なご連絡をお願いします。

### 参考資料

福利厚生事務の手引き（P.108～P.112）

福利厚生事務の手引別冊様式集（P.119～P.126、P.131～P.134）

福利厚生ハンドブック（P.73～P.77）

### 担当

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課短期給付担当 内藤

電話）03-5320-6827